

富山県済生会高岡病院 物品等賃貸借契約書
(メンテナンスリース)

富山県済生会高岡病院（以下「発注者」という。）と 株式会社 （以下「受注者」という。）との間において、次の条項により、物品等賃貸借契約（メンテナンスリース）を締結する。

(総則)

- 第1条 受注者は、別表の1の物品等（ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「借入物品等」という。）を、別表の2の売主（以下「売主」という。）から買受けて別表の4の期間（以下「借入期間」という。）、別表の5の賃借料（メンテナンスリース料をいい、以下「賃借料」という。）をもって発注者に貸し付け、発注者は、これを借り受ける。発注者及び受注者は、この契約が借入期間中の保守を含むメンテナンスリースであることを確認する。
- 2 借入物品等の数量、仕様等は、別紙仕様書によるものとし、明示していないもの又は疑義を生じたものについては、発注者の指示に従うものとする。
- 3 受注者は、借入物品等のうち別紙仕様書の「V. 保守メンテナンス」の4の表①の「6. 定期点検対象機器と保守業務」欄に記載された機器及び「V. 保守メンテナンス」の4の表②に含まれる「5. 定期点検対象機器と保守業務」欄に記載された機器に限り、保守メンテナンスの実施者（以下「保守メンテナンス実施者」という）との間で保守メンテナンスに係る業務委託に関する契約を締結するものとする。ただし、受注者は保守メンテナンスを自ら行い、又は引き受けるものではなく、保守メンテナンス実施者との間で業務委託契約を締結し、当該契約を遵守すると共に、保守メンテナンス実施者をして遵守させること以外に何らの義務、責任も負わないものとする。発注者は、保守メンテナンス実施者がその負担と責任において、保守メンテナンスに係る借入物品等の安全性等を確保することを確認する。
- 4 この契約は、この契約に定める場合を除き、解約又は解除することができないものとする。

(納入期限)

第2条 受注者は、借入物品等を、別表の7の期限（以下「納入期限」という。）までに、別表の6の場所（以下「納入場所」という。）に納入しなければならない。

(納入期限の延長)

- 第3条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により、納入期限内に借入物品等を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をなすことができる。
- 2 前項の願い出は、納入期限内にしなければならない。

3 発注者は、第1項の願い出が正当であると認めるときは、これを承認し、第11条の遅滞料を免除することができる。

(検査)

第4条 借入物品等は、すべて発注者の行う検査に合格したものに限る。

2 前項の検査は、受注者が借入物品等を搬入した日から10日以内でかつ納入期限の前日までに行わなければならない。検査に要する費用及び検査のため変質、消耗又はき損したものの損失は、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。受注者は、もし立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

(不合格品の処置)

第5条 検査の結果、不合格と決定した借入物品等は、受注者は、遅滞なくこれを引き取り、速やかに代品を納入しなければならない。

2 前項の場合において、1回に限り、発注者は、相当日数を指定して手直しの期間を認めることができる。受注者はこの手直しが終了したときは、更に届け出て発注者の検査を受けなければならない。

3 発注者は、第1項の不合格と決定した借入物品等であっても、その不良の程度が軽微で使用上支障がないと認めるときは、賃借料を相当額減額してこれを採用することができる。

(かし担保)

第6条 受注者は、別紙仕様書に定めるところにより、借入物品等の隠れたかしについて無償でこれを補修し、又はこれを良品と取り替える責任を負うものとする。

2 受注者がかしの補修又は取替えに応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、このために受注者に損害を生ぜしめることがあっても、発注者は、賠償の責任を負わないものとする。

(管理)

第7条 発注者は、善良な管理者の注意をもって借入物品等を管理しなければならない。

2 受注者は、発注者の依頼により、借入物品等に関し、保守メンテナンス実施者に対する保守メンテナンス業務を委託しなければならない。

3 保守メンテナンス実施者が実施する保守メンテナンス業務の内容、条件は、別紙仕様書のとおり

りとする。

- 4 受注者は、保守メンテナンス実施者による保守メンテナンス業務に関し、損害、トラブル又は紛争が発生した場合において、その原因又は理由の如何にかかわらず、発注者及び受注者間で直接協議し、解決するものとする。

(公租公課)

第8条 借入物品等に係る公租公課その他一切の経費は、受注者が負担するものとする。

(所有権標識)

第9条 受注者は、借入物品等について、その所有権を示す標示等（以下「所有権標識」という。）を借入物品等に貼付することができるものとし、また、発注者は、受注者から要求があったときは、借入物品等に受注者の所有権標識を貼付しなければならない。

- 2 発注者は、賃貸借期間中、借入物品等に貼付された受注者の所有権標識を維持するよう努めなければならない。

(賃借料の支払)

第10条 発注者は、受注者に対し、毎月1回、前月の借入物品等の借用に係る賃借料を支払うものとする。

- 2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までを1月として計算するものとし、使用の期間が1月に満たない場合は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。ただし日割り計算によりがたい場合は、両者協議のうえ計算するものとする。
- 3 受注者は、前月の借入物品等の借用に係る賃借料を毎翌月の8日までに書面により請求するものとし、発注者は、受注者の正当な支払請求書を受理した日の翌月末までに支払うものとする。
- 4 発注者は、前項の期限までに賃借料を支払わないときは、期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払をすべき賃借料について年2.7パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を、受注者に支払うものとする。
- 5 この契約が解除され、又は終了したときは、発注者は、未払いの消費税額の残額を一括し、別表4の借入期間にかかる別表5の賃借料総額のうち、未払の金額（以下「解約金」という）に加算して直ちに受注者に支払うものとする。
- 6 発注者は、借入期間中に、借入物品等を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、理由のいかんを問わず、受注者に対する賃借料の支払いを免れません。

(遅滞料)

第11条 受注者は、期限内に借入物品等の納入を終了しないときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、未済部分に相当する金額について年2.7パーセントの割合で計算した遅滞料を、発注者に支払わなければならない。

2 受注者は、第5条第2項に規定する手直しが、同項の規定により発注者が指定した期間後にわたるときは、前項の規定により遅滞料を支払わなければならない。

3 前2項の遅滞料を徴収するときの日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

(契約の変更)

第12条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し又は納入の中止をなすことができる。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、納入期限を変更するものとする。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は自己の都合により、この契約の全部、又は一部を解除することはできないものとする。但し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 受注者からこの契約の解除の申入れのあるとき。

(3) 受注者がこの契約条項に違反したとき。

(4) 発注者が行う借入物品等の検査に際し、受注者又はその代理人等が、係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があったとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 取締役等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる

とき。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

第14条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（違約金及び損害賠償）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に、借入期間の借入物品等の賃借料に相当する額（以下「契約金額」という。）の10分の1に相当する額の違約金を支払わなければならない。

- (1) 第13条又は第14条の規定により契約を解除した場合（ただし、発注者の責による場合は除く。）
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 受注者は、第1項の場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

4 受注者は、発注者が債務を履行しない場合、催告を行ってもなお履行の誠意がないと認められるときは、この契約を解除できるものとし、発注者は、契約解除に起因して受注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(賠償の予約)

第16条 受注者は、この契約に関して第14条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第14条第1号又は第2号に該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 第14条第3号に該当し、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、借入期間終了後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(権利義務の譲渡)

第17条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(原状復帰)

第18条 発注者が、借入物品等を損傷したときは、発注者の負担で修繕し原状を復するものとする。

この場合、受注者は、受注者が付保する動産総合保険によりてん補された保険金を発注者に支払うものとする。

2 借入物品等が滅失し、修復不能となった場合は、受注者の責による場合を除き、発注者は解約金(前項の動産総合保険金によりてん補された保険金がある場合は、これを控除するものとする。)を受注者に支払うものとし、発注者が解約金を支払ったとき、この契約は終了する。

3 受注者は、借入期間が満了したとき、前項により契約が終了したとき又は第13条若しくは第14

条の規定によりこの契約が解除されたとき発注者の負担において遅滞なく借入物品等を回収するものとする。

(再賃貸借契約)

第19条 発注者は、賃貸借期間終了後、次のいずれかを選択できるものとし、賃貸借期間満了日の6ヵ月前までにその旨を、書面により受注者に申し出なければならない。なお、この選択は受注者の了承がない限り撤回・変更することはできない。また、当該期間内に書面による申し出がなされない場合は、第3号を選択したものとする。

(1) 借入物品等の返還

発注者は、借入物品等の通常の損耗を除き、直ちに発注者の負担で借入物品等を原状に回復（賃貸借期間中に付加したコンピュータデータ等の情報の消滅も含む。）するものとし、受注者が、受注者の負担で撤去・引き取りを行うものとする。

(2) 借入物品等の買取り

買取り価格は賃貸借期間満了時に発注者と受注者とで別途協議するものとする。なお、借入物品等の買取りに伴い、受注者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）施行規則第170条第1項に基づく通知を借入物品等の製造販売業者（以下、「メーカー」という。）に対し行うものとする。

(3) 借入物品等の再賃貸借（再賃貸借期間を1年間とするもの）

① 再賃貸借による再賃借料については、受注者と協議のうえ決定する。

② 再賃貸借期間満了後は、発注者は前項同様、次のいずれかを選択できるものとし、再賃貸借期間満了日の6ヵ月前までにその旨を、書面により受注者に申出るものとする。なお、条件については前項各号と同様とし、以降再賃貸借期間満了毎に同様とする。

ア. 借入物品等の返還

イ. 借入物品等の買取り

ウ. 再賃貸借期間の1年間更新

③ 賃貸借期間満了以外の事由により、第1号に従い借入物品等が返還されたときは、この契約は終了する。

第20条 発注者は、第4条に基づく借入物品等の検査、確認の際は、医薬品医療機器等法第63条の2第1項に定める「添付文書等記載事項」（以下「添付文書等記載事項」という。）が、（i）借入物品等に添付される文書または借入物品等の容器もしくは被包（以下「添付文書等」という。）に記載されていること、または（ii）医薬品医療機器等法第63条の2第2項第1号その他の医薬品

医療機器等法に基づく方法により提供されていることを確認のうえ、受注者に受注者所定の物件受領書を交付するものとする。

- 2 発注者は、添付文書等記載事項が医薬品医療機器等法第63条の2第2項第1号に定める方法により提供される場合があること、および当該方法のみにより提供される場合においては、添付文書等に添付文書等記載事項が記載されないことについて、あらかじめ承諾するものとする。

(協議)

第21条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 30年 12月 日

発注者 富山県高岡市二塚387-1

社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団}済生会

富山県済生会高岡病院

院長 野田 八嗣

受注者

別 表

<p>1 借入物品名 (形式、規格)</p>	<p>内視鏡システム 一式</p>
<p>2 売 主</p>	<p>株式会社</p>
<p>3 借入物品等の数量、 仕様等</p>	<p>別紙 仕様書のとおり</p>
<p>4 借入期間</p>	<p>平成31年1月〇日から平成36年1月〇〇日まで (60箇月間)</p>
<p>5 賃借料</p>	<p>月額 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円)</p>
<p>6 納入場所</p>	<p>富山県高岡市二塚387-1 富山県済生会高岡病院</p>
<p>7 納入期限</p>	<p>平成31年1月25日</p>